



放送受信料裁判（奈良 宮内受信料裁判）の概要

1. はじめに

「NHK 問題を考える奈良の会」ニュース第3号を発行（2016年7月）して以来1年以上が経過しました。「宮内受信料裁判」は昨年9月23日奈良地裁で敗訴判決後、大阪高裁に控訴していましたが、2017年7月25日控訴審の判決言渡しがありました。

2016年7月21日宮内氏は、NHKを被告とする「放送法遵守義務確認等請求裁判」を奈良地裁に提訴しました。その後同裁判は、昨年12月には45名の原告による集団訴訟へと発展しています。

「NHK 問題を考える奈良の会」は、これら2つの裁判の支援を中心に、関連する講演会・学習会などの活動を展開してきました。本ニュース第4号では「宮内受信料裁判」の経過全体の概要を報告します。

「放送法遵守義務確認等請求裁判」は更に原告を増やし、より大規模な集団訴訟として、口頭弁論が継続中です。これについては、ニュース第5号で報告をする予定です。

2. ある日奈良簡裁から受信料支払督促

2015年9月、生駒市在住の宮内正巖さんは奈良簡易裁判所から、未納のNHK放送受信料（43,980円）の支払い督促を受けました。

同氏は、NHKが公共放送として「政治的に公平であること」などを定めている放送法第4条に著しく違反し、「アベチャンネル」と揶揄されるほど政権擁護・広報機関化している事への抗議と是正を求めて、受信料を一時凍結しているとして、法廷で争う決意をしました。

この裁判は、受信料の法的性格、NHKの放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係など、複雑で重要な論点が多く含まれており、社会的影響もきわめて大きいものであることから、宮

内さんは、簡易裁判所から地方裁判所への移送を申し立てました。NHKはできるだけ簡易な審理で済まそうとし、移送に反対しましたが、簡易裁判所は移送を決定し、奈良地裁で審理されることになりました。（2015年12月11日）

3. 弁護士7名の強力な弁護団結成

— 「NHK 問題を考える奈良の会」が支援

佐藤真理弁護士（奈良合同法律事務所）を弁護団長、NHK問題に詳しい阪口徳雄弁護士（あさひパートナーズ法律事務所）ほか5名の若手弁護士、白井啓太郎（あさひパートナーズ法律事務所）、安藤昌司（安藤法律事務所）、辰巳創史（堺総合法律事務所）、星雄介（きずな大阪法律事務所）、山下悠太（奈良合同法律事務所）からなる強力な弁護団が結成されました。

4. 口頭弁論

第1回 2016年3月4日（傍聴希望者55人）、
第2回 5月13日（傍聴希望者152人）

2回の口頭弁論を通して被告側は次の内容の意見陳述を行いました。

- ① 放送受信契約は、受信の対価として受信料を支払うという有償双務契約である。
- ② 原告NHKは、放送法を遵守する放送を提供する一方の当事者としての義務を負っている。
- ③ NHKがこの義務を履行しない場合には、視聴者は受信料の支払いを拒み一時留保することができる。
- ④ 仮に、受信契約が継続的な有償契約ではないとしても、NHKが放送法に違反する放送を継続的に行い、一般的な批判や言論活動によってその是正が不可能な場合は、契約者が支払いを一時留保して、支払いを拒絶することができる。現に靱井会長のもとでの

NHK の放送内容は放送法違反が常態化している。

＜参考：受信料徴収の根拠

—放送法第 64 条 1 項 >

協会（NHK）の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会と放送の受信についての契約をしなければならない。

2 項 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるものでなければ、契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

＜参考：放送事業者の遵守規定

—放送法第 4 条 1 項 >

放送法第 4 条 放送事業者の遵守規定

- ① 公安及び善良な風俗を害しないこと
- ② 政治的に公平であること
- ③ 報道は事実を曲げないですること
- ④ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

原告 NHK の主張

- ① 放送受信料の法的性質は、NHK が放送法に定められた業務を行うための「特殊な負担金」であり、対価的給付を前提にしたものではない。
- ② 放送法第 4 条 1 項の番組編集についての規定は、放送事業者に対する法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものである。NHK が倫理的義務を負うことと、受信契約者が負う受信料支払義務との間には、何の関係もなく、NHK は視聴者に対し放送法の規定に従った放送を行う義務はない。
- ③ 「放送法」における「放送番組」に対する規律は、個々の番組に適用されるのではなく、番組全体について判断されるべきものである。

5. 突如結審発言

第 2 回口頭弁論（5 月 13 日）終了時

わずか 2 回の意見陳述で、十分な審理が行われないまま、森川裁判官は突然「弁論終結」の発言をしました。弁護団長はこれに強く抗議し、

「被告側はまだ主張立証を予定している。原告準備書面への反論を準備している」と主張して弁論の続行を求めましたが、裁判官はこれを見捨てたので、口頭で森川裁判官の忌避を申し立てました。裁判官は、判決言渡し日を言うことができず、退廷しました。



奈良地方裁判所

6. 森川裁判官忌避申立書提出（5 月 16 日）

森川裁判官回避勧告書提出（5 月 20 日）

弁論終結宣言のあと弁護団は直ちにこれら申立書を提出しましたが、5 月 24 日に奈良地裁は忌避申立却下を決定しました。この間、NHK 問題奈良の会は奈良地裁への次のような抗議行動を行いました。

- ① 担当裁判官の訴訟指揮への抗議はがき、封書の送付
- ② 担当裁判官の忌避・回避を求める請願署名活動。約 10 日間で 2020 筆を集め奈良地裁に届けました。

③ 忌避申立却下されたあと、「弁論再開して合議体による公正かつ充実した審理を求める請願」署名に取り組み、判決言渡し日までの間に 3,893 筆を集め奈良地裁に提出しました。これらの署名は全国の NHK 問題を考える視聴者の会など多くの皆様のご協力で寄せられたものです。

7. 判決言い渡し（9 月 23 日）

- ・判決主文：被告は原告に対し未払い受信料金 43,980 円を払え。
- ・裁判所の判断
 - ① 原告 NHK は、公共放送として営利を目的としない。
 - ② NHK には広告主などの意向に影響されな

い放送を実施させ、放送番組の多元性及び質的水準の確保を図ろうとするものである。受信料はそれを支える「特殊な負担金」である。

- ③ 放送法第4条1項に定める放送内容に関する義務は、個々の契約者に対する義務ではなく、一般的抽象的義務である。この義務は放送受信料支払義務とは無関係である。

・判決の問題点

- ① NHKの主張「受信料は特殊な負担金」を認めたものである。
- ② 「特殊な負担金」の法的根拠を何ら明らかにしていない。
- ③ 被告・原告間のまともな議論と審理がなされないままで判決を下した。
- ④ 第1回口頭弁論時に、被告側から申し出た「合議体での審理」要請に対し、検討すると約束しながら、何の回答もなされないまま、結審に至った。

・判決後の方針

- ① 受信料を支払った上で、NHKに訴えの取り下げを求める。
- ② NHKが取り下げに応じなければ、大阪高裁に控訴し、原判決（奈良地裁）の取り消し、NHKの請求棄却を求める。
- ③ いずれにしても、宮内さん原告、NHKを被告とする「放送法遵守義務確認等請求事件」を既に7月21日奈良地裁に提訴しており、放送法遵守義務などの問題は新しい裁判で闘う。

8. 大阪高裁への控訴（2017年10月7日）

NHKは訴の取り下げを行わなかったため、控訴に進んだ。

・控訴の趣旨

- ① 原判決（奈良地裁判決）を取り消す。
- ② 被控訴人（NHK）の控訴人（宮内さん）に対する請求を棄却する。
- ③ 控訴費用はNHKの負担とする。

・控訴の理由

- ① 原判決は、控訴人に十分な主張の機会を与えず2回の口頭弁論で結審するなど違法不当な判決である。内容においても違

法不当な判決であり、控訴人は、非控訴人を被告として、受信料裁判と共通の争点での新しい裁判（放送法遵守義務確認等請求事件）を奈良地裁に提起し、係属中である。

- ② 控訴人は10月4日に、未納受信料及び遅延損害金を併せて48,378円を支払った。NHKに訴え（受信料支払督促）の取り下げを求めたが、これに応じないので控訴する。
- ③ ②の支払いにより、被控訴人の放送受信料請求権は消滅した。よって、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却すべきである。控訴人は原審の主張（同時履行の抗弁、不安の抗弁、放送法受信料契約、受信料の法的性質）を撤回し、弁済の抗弁のみで争う。



裁判報告集会

9. 大阪高裁での審理経過

- ① 2016年12月13日 進行協議
- ② 2017年4月27日 口頭弁論結審
- ③ 2017年7月25日 判決言渡し

・被控訴人（NHK）の主張

- ① 提訴は、二重起訴禁止の趣旨に反する不当な提訴である（受信料裁判と放送法遵守義務確認等請求事件とは、争点が同じである。）
- ② 放送法第4条各号の義務は倫理的義務であり、法的義務ではない。
- ③ NHKの放送番組編集の自由の観点から、控訴人の主張は成り立たない。
- ④ 放送受信料は、特殊な負担金であり、対価的給付ではない。

- ⑤ 控訴人が受信料を支払ったことは、「全くの任意弁済であると認めると特別の事情」はみとめられないので、弁済の抗弁の主張は成り立たない。

10. 大阪高裁判決（2017年7月25日）

・判決主文

- ① 原判決を取り消す。
- ② 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- ③ 訴訟費用は、第1、第2審を通じ被控訴人の負担とする。

・争点に対する判断

- ① 控訴人は請求された受信料を支払った後、原審での被控訴人の弁済以外の抗弁をすべて撤回し、弁済の抗弁のみを提出した。
- ② 上記①により、控訴人は原審の請求権が受信料支払い前に存在したことを争っていないものと認められる。よって、支払いは請求権に対する弁済の効力を有するものと認められ、被控訴人の主張は採用できない。

11. 被告宮内さんのコメント

NHKのニュース番組が、「安倍チャンネル」化しているのではと思います、NHKの受信料支払いを一時凍結していましたが、約2年前NHKは未納受信料の支払い督促を奈良簡易裁判所に申し立てをしました。

当時、特定秘密保護法や戦争法案などを伝えるNHKのニュース報道が政権寄りで、公共放送の役割を大きく逸脱していました。安倍チャンネル化したNHKニュース報道が続くならば、視聴者には受信料支払いを一時凍結する権利があると考え、裁判で争うことを決意しました。

私は「放送法第4条」を遵守する姿勢が形骸化されることに大きな不安を感じていました。第4条とは、NHKが戦前の大本営発表の道具にされた反省から、放送事業者が番組編集で守るべきルールを定めたものです。「戦前のような国家による報道統制に繋がる動きは見過ごしてはいけない」との思いをますます強くし、裁判に臨んでいます。

昨年7月に原告を宮内、被告をNHKとして、NHKはニュース報道番組において、放送法を守

る義務があることを確認する新しい訴訟「放送法遵守義務確認等請求」を起こしています。今や原告100名を超える集団訴訟に発展しています。

報道機関には大きな仕事の一つとして、権力を監視することが求められます。しかしながら、特に安倍政権になってから、高市総務大臣の「停波」発言に見られるように、報道機関への干渉・介入が露骨になってきています。このような状況を許してはならないと考えています。

12. まとめ

宮内受信料裁判は、奈良地裁での敗訴、大阪高裁では、原判決取り消しの判決を勝ち取りました。この判決は、宮内さんが未納受信料を支払ったことにより、NHKの放送受信料請求権が消滅したことを認め、奈良地裁の原判決を取り消したものです。しかしながら、ここでは当初宮内さんが主張していた「放送受信契約が、受信の対価として受信料を支払うという有償総務契約である」こと、「NHKは放送法を遵守する義務を負っている」こと、「NHKがこの義務を履行しない場合には、視聴者は受信料の支払いを一時留保することができる」ことなどについては何の判断もされていません。これらの主張は、現在進行している集団原告による「放送法遵守義務確認等請求」訴訟において争われています。本当の闘いはこれからです。引き続きご支援をよろしくお願いいたします。また、本集団訴訟では奈良県と近隣の府県在住の方に原告になっていただいています。同様の裁判が全国各地で闘われることを願っています。

裁判支援カンパの訴え、裁判傍聴への呼びかけ、不当な判決を出した裁判官への抗議行動（裁判官忌避請求請願署名）など、初めてのいろいろな裁判支援活動に追われて、「NHK問題を考える奈良会」としてのまとめたニュース発行が、1年あまり滞りましたこととお詫びいたします。



トケイソウ